中国における税関調査—HSコード及び申告価格への指摘

深圳市中弘伝智諮詢有限公司 パートナー中国公認会計士 王 鋭

一. HS コードに関する税関の指摘

(一) HS コードの重要性

HSコードは、貨物の輸入関税の税率、輸出還付 の税率及び監督許可書類に影響するため、HSコー ド分類の正確性は税関に注目されており、税関調査 の重点項目である。

(二) HS コード分類の難度

実務上、『税則』と呼ばれる関税率表には5,000以上の項目が記載されているが、輸出入の申告が行われる貨物の種類はそれより更に多いため、『税則』のHSコードと直接、対応しないケースはよくある。

以下、自動車部品に関する二つの例を挙げて、商 品分類の難しさを簡単に説明する。

①「用途」か「部品」として分類

ある日系企業は、「排気弁」を輸入する。エンジン の部品として分類されるべきか、弁として分類さ れるべきかについて、税関の見解と異なる。

②使用される車種に応じて分類

一部の自動車に使用される部品は、最終製品が 小型車か非小型車などに応じて、適用されるHS コード(税率も)が異なる。

二. 申告価格に関する税関の指摘

(一)通関単の書式の変更

税関総署は 2016年3月から、「輸出入貨物通関単」と呼ばれる通関申告書の書式を変更した。そのうち、必須記入項目として、「特殊関係の確認」、「価格の影響の確認」及び「ロイヤリティ支払の確認」という、価格の審査に関連する三つの項目が追加された。今後、関連会社からの輸入価格に対する調査がますます多くなるものと考えられる。

(二)通関単(申告書)記入での留意点

海外の関連企業から貨物を輸入する際、上記の

「特殊関係の確認」にYESと選択することになり、また、「価格の影響の確認」について選択しなければならない。

- ①「YES」と選択したら、<u>すぐ税関に価格査定を受ける。</u>価格を高く調整され、輸入通関に時間がかかる可能性がある。
- ②逆に通常、企業は「いいえ」を選択する。但し、その後、税関に指摘された場合、申告価格は<u>特殊関係に影響されていないことを証明しなければならない。</u>証明できない場合、申告不実だと見なされる恐れがある。関連の証明資料を準備できている企業はまだ少数である。

(三)証明方法

【根拠法】

「中華人民共和国税関の輸出入貨物の課税価格に関する査定弁法」(税関総署第213号令)によると、買い手と売り手との間に、特殊関係がある場合、その取引価格は、下記のいずれかの方法で審査した価格と近い場合、特殊関係に影響されていないと見なされる。

- ①中国国内の特殊関係のない買い手に売る同種又は 類似の輸入貨物に係る取引価格
- ②逆算価格法(価格法国内販売価格に基づく方法、 演繹価格法とも言う)で審査した同種又は類似の 輸入貨物に係る課税価格
- ③計算価格法で審査した同種又は類似の輸入貨物に 係る課税価格

【私どもの理解】

- 1) 中国での外資企業は通常「独占販売」として許可された部品を生産・販売するため、<u>方法①である同種又は類似の輸入貨物に係る取引価格は通常、適</u>用できない。
- 2) 逆算価格法を適用する条件の一つとして、<u>輸入し</u> た貨物を中国国内の特殊関係のない会社に販売す ることである。

中国国内にある同グループの会社に販売するビジ

ネスモデルは多く見られるが、こうした<u>会社で</u>は、方法②である逆算価格法は適用できない。

3)計算価格法とは、輸入貨物の製造原価に、利益及び一般経費並びにその輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格を課税価格とするものである。上記分析を鑑み、<u>方法③である計算価格法は</u>よく適用される方法である。

尚、当該方法の適用に、通常海外売手(関連企業)の財務資料及び証明資料が必要となる。一方、海外関連企業は自社の財務データを提供することに 非常に慎重的である。

(四)税務局との矛盾

税務局は、移転価格税制において、企業全体の利益水準を要求することが通常であるのに対して、税関は、一件一件の取引に対して、申告価格について審査する。

また、税務局にとっては、輸入申告価格が低い場合、原価が低くなり、所得が高くなり、納める企業所得税は多くなる。一方、税関にとっては、輸入申告価格が低い場合、輸入申告にあたって納める税金は少なくなる。

よって、企業は税関と税務局との二つの角度から 全般的に考慮したうえ、関連輸出入の価格を決めな ければならない。

(五)まとめ

事前に関連税関価格方法で分析し、証明資料を準備することをお薦めする。その中で、自社の価格政策が税関の観点からして問題があると把握した場合、適時に社内調整を行うことができる。

証明資料の作成などについて、随時質問を承っているので、お気軽にお問い合わせいただければと思う。

次回は、中国税関調査の一般的な流れ、対応方法 などについて紹介する。

<執筆者のプロフィール>

深圳市中弘伝智諮詢有限公司 王 鋭 パートナー

中国公認会計士 T E L:86-755-2220-9446 携 带:86-13590171050

アドレス: richard.wang@denchi.cn



業務レポート

自動車生産の外資規制を緩和へ

外資自動車メーカーによる中国での自動車生産では、中国メーカーとの合弁で、かつ外資の出資比率の上限を50%とする規制が20年以上存在しているが、その規制がようやく緩和される見込みだ。

情報の発信源はマクロ経済の当局である国家発展 改革委員会のトップ、徐紹史主任で、6月26日に天 津で開かれたダボス会議で記者からの質問に答える 形で「外資の出資比率の上限を撤廃することを政府 として検討中である」と言及した。

工業当局である工業情報化部のトップ、苗圩部長 (元東風汽車総経理)も今年4月に同様の発言をして おり、しかも国家発展改革委員会は経済分野の中央 省庁としては工業情報化部よりも格上とされ、その トップも今回追認したことで、政府内部で検討が本 格化していることを印象付けた。

今年4月に苗圩部長は「外資合弁の出資比率の規 制緩和はすでにカウントダウンに入っており、早け れば3年から5年以内に、長くても8年後には実施し、自主ブランドメーカーに対しては発展できるよう、なるべく時間を設ける」と話していることから、規制緩和は早くても2019年以降となりそうだ。

中国は1994年に「自動車工業産業政策」として外資を活用した国内自動車産業の育成方針を発表し、その後2004年に「自動車産業発展政策」と名前を一新し、エンジン生産会社を外資100%出資(独資)での設立を認めるなど、部品の生産で外資規制の緩和があったものの、完成車の生産に対する外資規制は今日まで続いている。

中国自主ブランド車の中国国内シェアは近年4割 強で推移しているが、規制緩和後に勢力図がどのよ うに変わるかが注目される。

文責:業務グループ 中村雅憲